

泉佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和5年4月1日

泉佐野市農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、「泉佐野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」を下記のとおり定める。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 目標設定数値

遊休農地率1%以下を堅持する

(2) 目標設定数値の考え方

- ① 令和2年度の遊休農地率が1.0%であるが、平成28年度は0.5%であること。
- ② 令和元年0.8%、平成30年度0.6%と、年増加率0.2%が微増していること。
- ③ 生産緑地指定農地の転用が増える傾向にあり、市街化区域内で遊休農地が増える傾向であること。
- ③ 概ね全国の状況と同様に遊休農地の発生する農業環境にあること。
最終目標値は遊休農地をなくすことであるが、このような状況を勘案し現時点での目標数値を上記にとおりする。

(3) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

本市においても農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化及び減少に伴い、遊休農地が増加している。農地が農業者に継承されない場合や相続人が他府県に居住している場合に遊休農地が発生する。とくに、認定農業者が少数もしくは不在の地域は、急激に遊休農地が増えることが懸念される。地域で認定農業者や新規認定農業者の育成することに取り組む。また、一度遊休農地となれば、解消は難しいため農地中間管理事業や基盤法による農地貸借制度の利用を進める。遊休農地の早期発見に努め、利用状況調査と利用意向調査を強化する。また、地域の問題を

検討する「人・農地プラン」に参画し遊休農地の未然防止等に努める。

(4) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。（法改正により令和5年4月1日追記）

2 担い手への農地利用集積について

(1) 目標設定数値

農地利用集積率 25%

(2) 目標設定数値の考え方

- ① 令和元年度の農地集積率が24%、平成28年度の農地利用集積率が22%であること。
 - ② 農地中間管理事業において、担い手へ農地の集積・集約化の目標値が八割となっているが、1人あたりの農地面積が全国最小である大阪府では、参考数値にはならないこと。
 - ③ 泉佐野市が農地中間管理事業を実施する（一）大阪府みどり公社から事務委託を受け、農地集積の推進をはかっていること。
- このような状況を勘案し、数値設定を行うこととする

(3) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

泉佐野市の策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」において定めている「農地利用集積円滑化事業に関する事項」に基づき、農林水産課と連携して取り組むこととする。高齢化や後継者の問題で、耕作を続けることに不安がある農業者が増えており、長期的に農地の貸借ができる中間管理事業の利用を進める。

3 新規参入の促進について

(1) 目標設定数値

1経営体 / 1年間 の参入

(2) 目標設定数値の考え方

- ① 令和2年度 新規就農者 2名
 - ② 令和元年度から平成29年度まで、新規参入者はいない。
- このような状況を勘案し、数値設定を行うこととする。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

泉佐野市では、新規参入の促進への取り組みの一つとして、平成29年4月1日より準農家制度の導入を施行している。

泉佐野市の策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」において定めている新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する事項に基づき、泉佐野市の農林水産課と連携して取り組むこととする。

（原則、農業基盤がなく他業種から就農した者を対象とする。）

4 目標計画年度について

本指針に掲げる目標及び目標年次については3か年とし、達成状況、その他社会情勢を踏まえ、農業委員及び推進委員の改選期年度に検証・見直しを行うものとする。

附則

令和5年4月1日 農業委員会法改正により、1の（4）を追記

